

個別注記表

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

貸借対照表および損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則および手続きは次の通りであります。

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 製品・原材料…………… 総平均法による原価法
 - (2) 貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産…………… 定額法
 - (2) 無形固定資産…………… 定額法
 - *ただし、ソフトウェア（自社使用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引… リース定額法
 - *尚、耐用年数および残存簿価は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (2) 退職給与引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - (3) 品質対策引当金
製品に対する無償サービスの支出に備えるため、無償交換部品実績に基づき見込額を計上しております。
 - (4) 棚卸資産評価損引当金
棚卸資産の評価損失に備えるため、会計規定に基づき評価損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との取引基本契約に基づいて商品又は製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡し一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

6. 連結納税制度の適用
当事業年度から連結納税制度を適用しております。

7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用する予定であります。

8. 消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 貸借対照表および損益計算書の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 貸借対照表

支配株主に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

337,201 千円

短期金銭債務

5,658 千円

3. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

賞与引当金損金算入限度超過額

13,867千円

退職給付引当金損金算入限度超過額

34,960千円

品質対策引当金損金算入限度超過額

13,546千円

棚卸資産評価損引当金損金算入限度超過額

1,951千円

その他の

9,009千円

繰延税金資産合計

73,333千円

【当期純利益金額】

当期純利益金額

307,218,570 円